

基安化発 1102 第 3 号

平成 24 年 11 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質障害予防規則の
施行に係る疑義照会（コバルト関係）について

標記について、別添 1 及び 2 のとおり関係事業者団体から改正労働安全衛生法施行令等
に関する照会があり、それぞれ別添 3 及び 4 のとおり回答しているので了知されたい。

(別添 1)

平成 24 年 10 月 31 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長 様

日本歯科医師会
常務理事 溝渕健一

改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質障害予防規則の施行における
歯科用コバルト合金の適用について（照会）

歯科診療所における歯科用コバルト合金の切削は、補綴物の調整等において一時的
必要に応じて行う行為であって、「特定化学物質障害予防規則」第 5 条第 1 項の「臨時
の作業」に該当すると考えられる場合にあっては、全体換気装置、防じんマスクを使用
していれば、局所排気装置を設置する義務がかからないと解して差し支えないかお
伺いする。

(別添2)

公社日技第10-24号

2012年10月26日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課

課長 奈良 篤 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 古 橋 博 美

特定化学物質障害予防規則の施行に係る疑義照会

下記の事項につき、貴省のご見解を伺いたく照会いたします。

記

照会事項(1)

一時的必要に応じてコバルト合金を用いる補綴物の製作を請け負うなど、作業頻度が著しく低い場合には、『特定化学物質障害予防規則』第5条第1項に規定する「臨時の作業」に該当すると解して差し支えないか。

照会事項(2)

臨時の作業に該当しないが、実態的に局所排気装置と同様の発散抑制措置を講じていると考えられる歯科技工所の場合は、法定の局所排気装置の設置に係る適用除外の申請の対象となると解して差し支えないか。

以 上

(別添 3)

基安化発 1102 第 1 号

平成 24 年 11 月 2 日

社団法人 日本歯科医師会

常務理事 溝渕 健一 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質障害予防規則の施行における
歯科用コバルト合金の適用について (回答)

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、平成 24 年 10 月 31 日付け文書により、照会のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

貴見のとおり

以上

(別添 4)

基安化発 1102 第 2 号

平成 24 年 11 月 2 日

公益社団法人 日本歯科技工士会

会長 古 橋 博 美 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

特定化学物質障害予防規則の施行に係る疑義について（回答）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、平成 24 年 10 月 26 日付け公社日技第 10-24 号により、照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会事項(1)について

貴見のとおり。この場合、労働者の健康障害を予防するため必要な措置として、全体換気装置の設置や呼吸用保護具の使用が必要である。

2 照会事項(2)について

研磨による飛散量が少ない作業場では、所定の基準を満たす場合には特化則第 6 条又は第 6 条の 3 の規定に基づく所轄労働基準監督署長の認定又は許可を受けることが可能である。

以上